

<p>改正後</p> <p>(国際出願日の特例) 第三十八条の二の特許庁長官は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「特許協力条約」という。)に基づく規則(以下「規則」という。) 20.3 (b)(ii)、20.5 (d)又は20.5 (d)の規定により国際出願日が認められた国際特許出願について、規則の3.1 (b)(i)から(iii)までのいずれかに該当すると認めるときは、その国際特許出願の出願人に対し、その国際特許出願の国際出願日を規則20.3 (b)(i)、20.5 (b)若しくは20.5 (b)の規定</p>	<p>改正前</p> <p>(国際出願日の特例) 第三十八条の二の特許庁長官は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「特許協力条約」という。)に基づく規則(以下「規則」という。) 20.3 (b)(iii)又は20.5 (d)の規定により国際出願日が認められた国際特許出願について、規則の3.1 (b)(i)から(iii)までのいずれかに該当すると認めるときは、その国際特許出願の出願人に対し、その国際特許出願の国際出願日を規則20.3 (b)(i)、20.5 (b)又は20.5 (c)の規定により認定された国際出願日とする旨の通知をしなければならぬ。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
<p>改正後</p> <p>(国際出願日の特例) 第三十八条の二の特許庁長官は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「特許協力条約」という。)に基づく規則(以下「規則」という。) 20.3 (b)(ii)又は20.5 (d)の規定により国際出願日が認められた国際特許出願について、規則の3.1 (b)(i)から(iii)までのいずれかに該当すると認めるときは、その国際特許出願の出願人に対し、その国際特許出願の国際出願日を規則20.3 (b)(i)、20.5 (b)又は20.5 (c)の規定により認定された国際出願日とする旨の通知をしなければならぬ。</p>	<p>改正前</p> <p>(国際出願日の特例) 第三十八条の二の特許庁長官は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「特許協力条約」という。)に基づく規則(以下「規則」という。) 20.3 (b)(iii)又は20.5 (d)の規定により国際出願日が認められた国際特許出願について、規則の3.1 (b)(i)から(iii)までのいずれかに該当すると認めるときは、その国際特許出願の出願人に対し、その国際特許出願の国際出願日を規則20.3 (b)(i)、20.5 (b)又は20.5 (c)の規定により認定された国際出願日とする旨の通知をしなければならぬ。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
<p>改正後</p> <p>(国際出願日の特例) 第三十八条の二の特許庁長官は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「特許協力条約」という。)に基づく規則(以下「規則」という。) 20.3 (b)(ii)又は20.5 (d)の規定により国際出願日が認められた国際特許出願について、規則の3.1 (b)(i)から(iii)までのいずれかに該当すると認めるときは、その国際特許出願の出願人に対し、その国際特許出願の国際出願日を規則20.3 (b)(i)、20.5 (b)又は20.5 (c)の規定により認定された国際出願日とする旨の通知をしなければならぬ。</p>	<p>改正前</p> <p>(国際出願日の特例) 第三十八条の二の特許庁長官は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「特許協力条約」という。)に基づく規則(以下「規則」という。) 20.3 (b)(iii)又は20.5 (d)の規定により国際出願日が認められた国際特許出願について、規則の3.1 (b)(i)から(iii)までのいずれかに該当すると認めるときは、その国際特許出願の出願人に対し、その国際特許出願の国際出願日を規則20.3 (b)(i)、20.5 (b)又は20.5 (c)の規定により認定された国際出願日とする旨の通知をしなければならぬ。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
<p>改正後</p> <p>(国際出願日の特例) 第三十八条の二の特許庁長官は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「特許協力条約」という。)に基づく規則(以下「規則」という。) 20.3 (b)(ii)又は20.5 (d)の規定により国際出願日が認められた国際特許出願について、規則の3.1 (b)(i)から(iii)までのいずれかに該当すると認めるときは、その国際特許出願の出願人に対し、その国際特許出願の国際出願日を規則20.3 (b)(i)、20.5 (b)又は20.5 (c)の規定により認定された国際出願日とする旨の通知をしなければならぬ。</p>	<p>改正前</p> <p>(国際出願日の特例) 第三十八条の二の特許庁長官は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「特許協力条約」という。)に基づく規則(以下「規則」という。) 20.3 (b)(iii)又は20.5 (d)の規定により国際出願日が認められた国際特許出願について、規則の3.1 (b)(i)から(iii)までのいずれかに該当すると認めるときは、その国際特許出願の出願人に対し、その国際特許出願の国際出願日を規則20.3 (b)(i)、20.5 (b)又は20.5 (c)の規定により認定された国際出願日とする旨の通知をしなければならぬ。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>

先権書類の日本語による翻訳文

1 規則20.3 (b)(i)の規定による国際出願日の認定である場合 規則2.1 (e)に規定する優先権書類の日本語による翻訳文

〔新設〕

2 特許庁長官は、規則20.3 (b)(i)、20.5 (b)又は20.5 (c)の規定による国際出願日の認定に際し必要があると認めるときは、出願人に対し、規

則17.1 (a)に規定する優先権書類の日本語による翻訳文(規則20.5 (b)又は20.5 (c)の規定による国際出願日の認定である場合にあつては、翻訳文及び規則20.5 (a)に規定する明細書、請求の範囲又は図面の欠落している部分(以下この条において「欠落部分」という。)を記載した箇所の説明を記載した書面)の提出を求めることができる。

2 特許庁長官は、国際出願日の認定又は訂正に際し必要があると認めるときは、出願人に対し、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書面の提出を求めることができる。

(c)の規定により訂正された国際出願日とする旨の通知をしなければならない。

2 特許庁長官は、規則20.5 (c)若しくは20.5 (c)の規定により訂正された国際出願日とする旨の通知をしなければならない。

2 特許庁長官は、規則20.5 (c)若しくは20.5 (c)の規定により訂正された国際出願日とする旨の通知をしなければならない。

2 特許庁長官は、規則20.5 (c)若しくは20.5 (c)の規定により訂正された国際出願日とする旨の通知をしなければならない。

2 特許庁長官は、規則20.5 (c)若しくは20.5 (c)の規定により訂正された国際出願日とする旨の通知をしなければならない。